

肥薩線利用促進・存続期成会規約

(名 称)

第1条 本会は、肥薩線利用促進・存続期成会と称す。

(目 的)

第2条 本会は、肥薩線の利用を促進し、同線の存続に向けた活動を推進することによって、地域の総合的発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 肥薩線沿線市町村の共通利益に関する事項
- (2) 肥薩線の利用促進と存続に関する事項
- (3) 肥薩線各駅の駅舎及び周辺環境整備に関する要望活動等
- (4) S L 存置のための各種活動
- (5) その他本会の目的を達成するための必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、肥薩線沿線関係市町村を以って組織する。

2 前項の関係市町村は次のとおりとする。

八代市、芦北町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、えびの市、霧島市、伊佐市、湧水町

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監 事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

3 本会に顧問を置くことができる。

4 顧問は、総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたるときは、これを代理する。
- 3 監事は、会計の監査にあたる。
- 4 顧問は、総会において意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 総会は、毎年1回とし、会長がこれを招集する。会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の議長は会長、副議長は副会長がこれにあたる。

(会 計)

第8条 本会の会計年度は国の会計年度とする。

- 2 本会の経費は、本会を組織する関係市町村の負担金等の収入をもってこれを支弁する。
- 3 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の議決を得、歳入歳出決算は、総会の認定をうるものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は会長所在地に置く。

- 2 事務局の職員は、会長がこれを委嘱する。

(補 足)

第10条 本規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 附 則 この規約は、昭和56年7月22日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成14年7月16日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成15年7月24日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成17年6月30日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成18年6月30日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成21年6月26日から施行する。